

3 関連事業一覧

基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

1	通常保育事業 保護者の就労等により家庭で保育できない子どもを保育所・認定こども園等で保育を行う。
2	保育所施設等整備事業 待機児童の解消を図るため、保育所施設等の新規建設及び認定こども園となるための施設改修等を支援する。
3	認定こども園の支援 認定こども園の普及推進に取り組むとともに、設置認可や運営に関する相談があった際に適切な助言・指導を行う。
4	地域型保育等事業 3歳未満児を対象とした地域型保育事業の設置認可や運営に関する相談があった際に質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。
5	延長保育事業 通常の保育時間を超えて保育する必要がある子どもに対して午後7時までまたは午後8時までの延長保育を行う。
6	休日保育事業 保育所に入所している児童の家庭において、休日や年末年始に、保護者の就労等により子どもの保育が困難になる場合に、子どもを保育所で保育する。
7	病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型) 児童が病気や病気回復期で集団保育が困難な期間、病院に併設した施設で一時的にその子どもの保育を行う。
8	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型) 保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を行う保育所において児童を預かる。
9	一時預かり事業(幼稚園型) 幼稚園に通う児童で教育時間を超える保育の希望があった場合に、一時預かりを行う。
10	幼稚園・保育所と小学校の交流 保育所・幼稚園と小学校との滑らかな接続を図るため、幼児と児童の交流や教員間の交流を推進するための研修会を行う。
11	家庭的保育者研修事業 保育士を対象として、家庭的保育者となるために必要な基礎研修を行う。
12	認可外保育施設への指導・助言 適切な運営が図られるよう設備及び運営基準について指導するとともに、認可外保育施設への認可移行支援や、地域型保育事業の認可を希望する際は、質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。
13	保育士の確保 岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図るとともに、職員給与の改善等の処遇改善に取り組み、保育の担い手である保育士確保に努める。
	<再掲>地域子育て支援拠点事業
	<再掲>利用者支援事業
	<再掲>子育て応援ガイドブック発行事業
	<再掲>子育て支援事業(もりおか子育てねっと)

実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり

	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）
14	保護者が労働等により日中家庭にいない小学校児童に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。また、設備及び運営の基準を満たさないクラブが基準を満たすために施設の改修等を行った場合に助成を行う。
	放課後子供教室推進事業
15	子どもたちが放課後等に、安心・安全な場所で、地域の協力を得て、スポーツや文化活動及び交流活動を行う。
	児童館管理運営事業
16	子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターの運営を行う。また、未設置となっている小学校区への整備に向けた検討を行う。
	母親クラブ活動育成事業
17	会員数が概ね30人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら児童の健全育成を目指した活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。

実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実

	乳幼児総合診査事業
18	乳幼児健康診査等から発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し就学まで支援を行う。
	ひまわり学園管理運営事業
19	知的障がい児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また、集団生活に適応できるよう指導を行い、障がい児の成長の助長を図る。
	母子通園事業
20	心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障がいについての正しい理解と訓練の方法を指導する。
	障がい児個別支援ファイル作成事業
21	保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージ毎に支援者が変わっても切れ目のない支援が行われ、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう記録を一元管理する個別支援ファイルを作成し、配布する。
	発達支援保育事業
22	発達支援が必要とされる児童について、お試し保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことによって、児童の健全な成長を図る。
	特別支援教育事業
23	小中学校における障がいのある児童生徒の望ましい就学の場（特別支援学校・学級、通常の学級）の判断を行う。
	重度心身障がい者医療費給付事業
24	重度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	中度身体障がい者医療費給付事業
25	中度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。

	おもちゃ図書館整備事業
26	ひまわり学園の中に設置しているおもちゃ図書館において、心身障がい児の知能・感覚・運動機能の発達を促す。
	心身障害児居宅生活支援事業
27	在宅の障がい児及びその保護者に対し、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、短期入所の利用に係る居宅生活支援費を支給する。
	身体障害者居宅生活支援事業
28	障がい児に対し、身体の障がいの部分を補うための補装具に要する費用の支給及び生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。
	難聴児補聴器購入費助成事業
29	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する。
	特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
30	20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを持つ児童に対し、障害児福祉手当を支給する。
	特別児童扶養手当支給事業
31	精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に特別児童扶養手当を支給する。

実施施策(4) 児童虐待の防止

	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
32	児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。
	養育支援訪問事業
33	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
	<再掲>乳児家庭全戸訪問事業
	<再掲>家庭相談員活動事業
	<再掲>子育て世代包括支援センター事業

基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

実施施策(1) 母子保健の充実

	乳児家庭全戸訪問事業
34	生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭は適切なサービスに結びつけ、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図る。
	妊婦健康診査事業
35	妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行う。
	乳幼児健康診査事業
36	乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行う。
	子育て世代包括支援センター事業
37	子育て世代の支援を行うワンストップ拠点を整備し、保健師等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を行う。
	母子健康手帳交付及び妊婦相談事業
38	妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。
	母親教室（マタニティ）事業
39	初妊婦及びその夫を対象に妊娠・出産・育児についての知識の普及・啓発と参加者同士が情報を共有したり、仲間づくりができるよう支援する教室を開催する。
	歯科健康診査事業
40	生涯にわたる歯の健康づくりのために、幼児に対して口腔内診査とむし歯予防のための歯科保健指導、永久歯（第一大臼歯）の保護育成の予防処置を行う。
	思春期保健（ふれあい体験）事業
41	玉山区内の小中学校で思春期講演会を行うほか、幼児が参加する母子保健事業でのふれあい体験を行う。また、保健所では、高校生を対象にふれあい看護体験を行う。
	地域における食育推進事業
42	家族の健康づくりを担う20代～30代の女性を対象に、次世代の子どもたちの良い食習慣につながるために食生活改善や食育に関する情報提供や教室を広める。また、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、概ね4か月児とその保護者を対象に月1回離乳食教室を開催し、食に関する学習の場や情報の提供を行う。
	職場における食育推進事業
43	女性職員が多い中小企業を対象に、生活習慣病予防のための食育講座を開催する。
	食生活改善推進員地区活動事業
44	地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等、関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行う。
	保育所における食育の取組
45	保育所給食や給食だよりを通して、子どもたちや親に正しい食事のあり方や望ましい食習慣など食の大切さを働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化について理解を深める。

	小中学校における食育の取組
46	各学校において、授業や給食を通じ、適正な栄養の摂取による健康増進を図るとともに、食生活に対する正しい理解、伝統的な食文化への理解などに取り組み食育を推進する。 学校給食においては、健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導を行う。
	小児救急輪番制病院事業
47	休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたる。
	在宅当番医制事業
48	休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。
	夜間急患診療所管理運営事業
49	夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。
	予防接種事業
50	乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行う。
	幼児インフルエンザ予防接種事業
51	小学校就学前の乳幼児を対象に個別接種1回につき1,000円を助成する。
	<再掲>地域子育て支援拠点事業
	<再掲>思春期保健（ふれあい体験）
	<再掲>乳幼児総合診査事業

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実

	地域子育て支援拠点事業
52	親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助、子育て情報の提供、講座の実施、子育てサークルへの支援、高校生の育児体験等を行う。
	利用者支援事業
53	子育て家庭の個別ニーズに応じて適切なサービスを選択できるよう、情報集約や相談、利用支援、援助を行う。
	ファミリー・サポート・センター事業
54	地域において会員同士が育児、介護の相互援助を行う。また、通常の子どもの預かりや送迎等のほか病児・病後児の子どもの預かりも行う。
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
55	保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
56	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。
	一時預かり事業
57	保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が断続的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育する。

	家庭相談員活動事業
58	家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行う。子ども未来課での来庁者との面談や、電話での相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問をして指導・援助を行う。
	妊産婦・乳幼児相談事業
59	妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため、具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら、安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」②定例子育て相談（保健所など市内4か所で実施）③地区子育て相談（地区の要望により実施）
	幼児教育センターとしての取組
60	幼稚園で、育児不安を抱えた保護者の相談窓口の開設や、園庭、施設の開放を行う。
	家庭教育支援事業
61	家庭教育・子育て支援講座等の事業内容の充実を図る。乳幼児を持つ親を対象に、子育てについての知識や技術を学び交流を図る機会を提供する。
	子育て支援員研修事業
62	さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員」を育成するため、研修を行う。
	子育て応援ガイドブック発行事業
63	育児のポイント、子育て支援サービス、子育てに関する制度等の情報を集約したガイドブックを作成する。子育て家庭に配布し、情報提供を行うとともにサービス、制度等の効率的利用を促進する。
	子育て支援事業（もりおか子育てねっと）
64	育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を開設する。

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実

	保育料の軽減
65	保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準額から独自に軽減を行い、保育料を設定する。
	幼稚園就園奨励事業
66	私立幼稚園に通う園児の保護者の保育料負担の軽減と、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の是正を図る。
	乳幼児医療費給付事業
67	乳幼児に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	小学生医療費給付事業
68	小学生に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	妊産婦医療費給付事業
69	就学前の乳幼児及び妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。
	不妊に悩む方への特定治療支援事業
70	治療費が高額な特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。
	小児医療費給付事業
71	未熟児養育医療、小児慢性特定疾患医療、育成医療により医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

	児童手当支給事業
72	子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。
	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
73	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。
	<再掲>もりおか子育て応援パスポート事業

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実

	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
74	母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給する。
	母子家庭等就業・自立支援センター事業
75	母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、就業相談や就業情報の提供などの就業支援サービスのほか、養育費の相談など生活支援サービスを提供する。また、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催する。
	婦人相談事業
76	様々な問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。
	母子自立支援員による相談・指導
77	母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、生活等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。
	母子家庭等高等技能訓練促進費支給事業
78	母子家庭や父子家庭の親が就業に結びつく資格修得のために2年以上修業した場合に、訓練給付金を支給する。
	母子・父子自立支援プログラム策定事業
79	母子家庭や父子家庭の親の自立支援に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業に結びつける。
	ひとり親支援講座事業
80	女性センター等において、母子家庭や父子家庭の親を対象に就業支援講座等を開催し、自立に向けた支援を行う。
	母子生活支援施設管理運営事業
81	母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。
	母子家庭等日常生活支援事業
82	母子家庭や父子家庭の親、寡婦が、疾病などの事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、支援員を派遣する。事業の実施主体は県、事業の周知と利用登録の申請受付を市が行う。
	児童扶養手当支給事業
83	母子家庭の母等の世帯の経済的安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
84	母子家庭や父子家庭の親や寡婦の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上及び子どもの健やかな成長を図るため資金の貸し付けを行う。

	ひとり親家庭等医療費給付事業
85	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	保育料等へのみなし寡婦（夫）控除
86	未婚のひとり親などについて、寡婦（夫）控除を受けたとみなして、保育料、住宅使用料などの利用料を算出し、該当する家庭の経済的負担を緩和する。
	生活保護受給者等就労自立促進事業
87	生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図る。
	子どもの貧困の防止
88	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、学習支援を行う。
	<再掲>要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
	<再掲>家庭相談員活動事業
	<再掲>市営住宅維持管理事務事業

基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

実施施策(1) 地域における子ども子育て支援の促進

	地域子育てサロン支援事業
89	民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行う。
	民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業
90	民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、地域における気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減する。
	公園等維持管理事業
91	都市公園の遊具のうち改築時期を迎えたものを順次更新し、子どもたちの安全を確保する。
	小学校及び幼稚園遊具保守点検事業
92	盛岡市立小学校及び幼稚園に設置している遊具について、学校職員による日常点検及び専門業者による年1回の定期点検を行う。
	赤ちゃんの駅設置事業
93	公共施設や民間、商業施設に乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」を設置し、親子で安心して外出できる環境を整える。
	公営住宅建設・公営住宅ストック総合改善事業
94	市営住宅の建替えやリフォーム事業において、バリアフリー化を図りながら、子育て世帯を含めた誰もが住みやすい住宅づくりを実施する。
	市営住宅維持管理事業
95	住宅に困窮する所得が一定の基準に満たない方に対し、市営住宅の入居募集を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。
	交通安全施設等整備事業
96	交通事故が多発している道路やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道設置などの整備を行う。
	交通安全教室開催事業
97	交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的として、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。
	交通安全施設等整備事業（防護柵）
98	車両の路外や歩道への逸脱防止のための車両防護柵のほか歩行者の路外転落防止のための転落防止柵を設置する。
	交通安全施設等整備事業（道路照明灯）
99	交通安全と事故防止のため、主要な交差点部、急カーブ区間、橋梁部、横断歩道部などに道路照明灯を設置する。
	交通安全対策事業
100	小中学校の児童生徒に対し、安全な歩行や自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全のルールやマナーを遵守する態度を身につける。
	交通指導員活動事業
101	子どもの交通事故防止を目的として、通学（園）時及び町内会・子供会等の行事開催時、並びに交通安全教室等において交通指導員による交通安全指導を行う。
	街頭補導活動事業
102	繁華街など、少年非行が行われるおそれがある場所を計画的、継続的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努め、適切な指導助言を行う。
	地域ぐるみの学校安全対策事業
103	地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するとともに、安全で安心できる学校が確立されるよう各種取組を行う。

104	少年相談活動事業 多様な悩みを抱える少年や保護者等の相談に対し、個別の指導・支援を行う。
105	環境点検活動事業 少年を取り巻く地域の環境の実態把握を行い、犯罪や事故に遭わない環境を作るため関係機関・団体・地域との連携を図る。
106	出前！消費者講座事業 中学・高校、各PTA等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。
107	保育所地域活動事業 保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行う。また、地域の児童との交流を通じて異年齢の子どもどうしのつながりを深める。

仕事と家庭の両立支援

108	仕事と家庭の両立支援制度の普及活動 国など関係機関と連携し、育児休業等両立支援制度の周知を図るため、ホームページ等を通じて普及を図る。
109	男女共同参画情報等提供事業 男女が対等なパートナーとして家庭や地域活動に参加し、子育てを地域全体で支えるための意識啓発を行う。
110	小中学生職業体験事業 小学生を対象に小売業の仕組み等の学習と、商店街で実際に小売体験を行うことで、将来の職業について考えるとともに、地域で働く人達への理解を深める。
	<再掲>通常保育事業
	<再掲>認定こども園の支援
	<再掲>延長保育事業
	<再掲>休日保育事業
	<再掲>病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型)
	<再掲>病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)
	<再掲>一時預かり事業(幼稚園型)
	<再掲>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ等運営事業)
	<再掲>児童館管理運営事業

子育てを応援する仕組みづくり

111	少子化対策推進事業 少子化の要因分析や先進事例の調査研究、市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ、「まち・ひと・しごと」創生法に基づき市が策定を検討している「地方版総合戦略」に位置づけ、切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組む。
112	社会全体で子どもを育てる機運の醸成 地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等の情報を提供するとともに関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い、社会の多様な主体が、未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性と役割を認識するとともに、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る。
113	もりおか子育て応援パスポート事業 子育て世帯及び妊産婦に対し、協賛店で特典が受けられるパスポートを発行し、子育てに係る負担を軽減するとともに、地域社会全体で子育てを支える機運の醸成を図る。
	<再掲>赤ちゃんの駅設置事業